

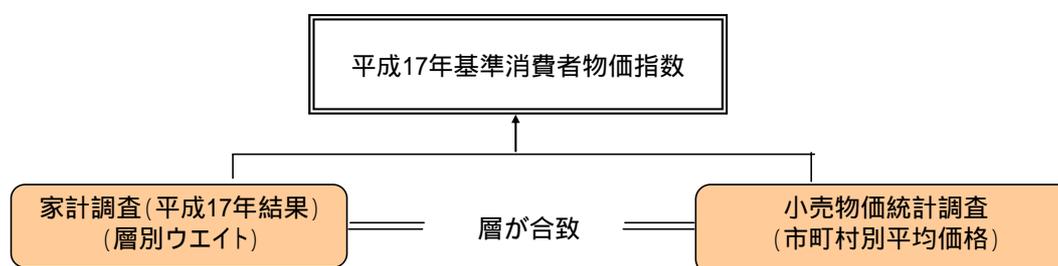
平成 20 年 12 月 9 日
物 価 統 計 室

(ホームページ掲載案)

小売物価統計調査における調査市町村交替に対する 平成 17 年基準消費者物価指数計算上の取扱いについて

1 小売物価統計調査における調査市町村の交替

消費者物価指数は、全国の市町村を 168 に区分(層化)して実施している家計調査年平均結果から層別ウエイトを作成し、当該層に対応する市町村において実施している小売物価統計調査から得られる価格を用いて作成している。



家計調査において、平成 20 年 1 月調査から標本設計を大規模に変更したため、小売物価統計調査においても家計調査の新しい層(以下、新層という。)に合致するよう、調査市町村の再選定を行った。この結果、旧層に基づいた調査市町村 167 市町村のうち、37 市町村を廃止(廃止調査市町村)し、37 市町村を新設(新設調査市町村)、残りの 130 市町村については調査を継続(継続調査市町村)することとなった。

層とは、全国の市町村を都市階級や地域特性、属性などによる基準を定めて分類したもの。家計調査及び小売物価統計調査においては、各層から 1 市町村を選定して調査を行っている。

調査市町村交替の詳細については、小売物価統計調査ホームページ「小売物価統計調査における調査市町村の交替について」(<http://www.stat.go.jp/data/kouri/5.htm>)を参照。

2 消費者物価指数の計算における対応の必要性

小売物価統計調査においては、平成 21 年 1 月、同年 9 月、22 年 1 月の 3 回に分けて調査市町村の交替が実施される。しかし、平成 17 年基準消費者物価指数は、旧層による家計調査 17 年平均結果による層別ウエイトと、当該層に対応する市町村における価格データを用いて作成している。そのため、平成 23 年 12 月まで公表する 17 年基準指数については、理論的には旧層のウエイト及び価格データを用いて計算する必要がある。

3 小売物価統計調査における廃止調査市町村が属していた旧層のウエイトと価格データの対応

小売物価統計調査において、新層から市町村を抽出したことにより、旧層からみて調

査市町村が存在しなくなった層のウエイトと価格の対応関係（廃止調査市町村のウエイトに、どの調査市町村の価格データを対応させるか）は、別紙 1 のとおりとする。対応させる市町村の価格データ（以下、代用元市町村という。）は、旧層内に含まれる他の市町村の有無、都市階級の整合性を重視しつつ、地理的位置や経済圏等も考慮し、(1)～(2)の手順により選定した。

なお、廃止調査市町村においては調査終了に伴う価格代用の開始による断層が生じないように、価格水準の調整を行う。代用開始後は代用元市町村の価格変動を代替することになる。また、都市階級別結果については、廃止調査市町村は旧層における旧都市階級に属するものとして集計する。

(1) 旧層の調査市町村どうしの合併によって廃止される旧市町村においては、調査を存続する市町村の価格動向等の特性の相違は小さいと仮定し、存続する調査市町村の価格を代用する。

(2) (1)に該当しない廃止調査市町村については、場合ごとに代用元を適用していく。但し、特定の調査市町村の価格の動きが増幅されることを避けるため、原則として 1 つの代用元から複数市町村への代用はしない。

— 旧層からみて、廃止調査市町村と層が同一である調査市町村が存在する場合

ア) 同一都道府県にある場合

該各市町村の価格を代用する。

イ) 他の都道府県にある場合

旧層からみて層が同一である他県の価格を代用するよりも、地理的に近く、価格の動きが類似していると考えられる同一県に属する調査市町村（都市階級は異なる場合あり）の価格を代用する。

— に該当せず、廃止調査市町村と旧都市階級が同一である調査市町村が存在する場合

ア) 同一都道府県にある場合

該各市町村の価格を代用する。

なお、北海道の廃止調査市町村、木古内町と羽幌町については、道内に同一都市階級に属する調査市町村があるものの、地理的に離れており、経済圏も異なるため、近隣の調査市町村の価格を代用する。

イ) 他の都道府県（同一地方内）にある場合

都市階級のランクが近い調査市町村が同一都道府県内にある場合は、該各市町村の価格を代用する。

なお、愛知県の廃止調査市町村新城市と、和歌山県の廃止調査市町村御坊市については、他県に同一都市階級に属する調査市町村が存在するが、地理的に近く、価格の動きが類似していると考えられる同一県に属する調査市町村の価格を代用することとする。

— 上記の選定を行っても、適当な代用元市町村がない場合は、廃止調査市町村が属する都道府県の県庁所在都市の価格を代用する。

(3) 価格データの代用に伴う接続例

平成 20 年 12 月調査を以って調査を終了した市町村（廃止調査市町村）の場合、21 年 1 月から価格代用を開始する。価格代用を開始することによる断層が生じないように、【リンク係数 = 廃止調査市町村の 20 年 12 月平均価格 ÷ 代用元市町村の 20 年 12 月平均価格】を作成し、21 年 1 月以降の代用元市町村平均価格に乗じて指数算出に用いる。

4 都市階級の変更への対応

旧層から引き続き、新層に基づいても調査が行われる市町村（継続調査市町村）において、人口増加や市町村合併により、都市階級が変更となる市町村が存在する。小売物価統計調査においては新しい都市階級に基づく価格収集数で調査を行うが、平成 17 年基準消費者物価指数においては旧層に準じ、旧都市階級に属するものとして集計する。都市階級が変更となる市町村一覧は別紙 2 を参照。

5 都市階級別の調査品目数の変更への対応

小売物価統計調査においては、調査市町村の都市階級に応じて、当該市町村において調査員が調査する品目数を定めている。新層に対応した都市階級別調査品目数の改正により、調査品目数が減少する（小都市 A 及び小都市 B）場合、当該市の価格データがなくなる。そのため、近隣の調査市町村の価格をあてはめる（以下、「価格代入」という。）ことに対応する。なお、価格代入を開始することによる断層が生じないように、価格水準の調整を行う。

小売物価統計調査における調査品目（○：調査している、×：調査していない）
（変更前）

		都市階級（は県庁市除く）				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査区分）			×	×	×	×
					×	×
						×
	無印					

（変更後）

		都市階級（は県庁市除く）				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
（調査区分）			×	×	×	×
				×	×	×
					×	×
	無印					

（調査区分）

- 無印：全市町村調査
- ：市調査
- ：人口 5 万以上市調査
- ：都道府県庁所在市調査

「×」の箇所については価格データがないため、従来から価格代入処理を行ってきたが、今回の変更により、価格代入処理の範囲が拡大する。